

平成28年4月21日

## 介護保険サービスに関する消費税の取扱い等について（意見）

公益社団法人日本認知症グループホーム協会

平成29年4月に予定されております消費税率引き上げに伴う対応につきましては、介護サービス提供事業者の経営の安定化の観点から、消費税率引き上げに伴う新たな負担が生じないように、介護サービスに係る消費税の適正な負担のあり方について、十分ご検討いただきますようお願いいたします。

以下、ヒアリング項目2点について、当協会内のヒアリング結果を踏まえ、意見を述べさせていただきます。

### 1. 消費税率8%へ引上げ時の対応の評価について

- 過去2年間に高額な投資がなかった事業所に関しては、介護保険事業に係る控除対象外消費税について概ね介護報酬の上乗せによって補填されたとの意見が多かった。
- 過去2年間に高額な投資があった事業所に関しては、介護保険事業に係る控除対象外消費税について介護報酬上乗せでは十分に補填されなかった、もしくは補填されたかどうか把握していないとの意見が多かった。
- 過去2年間に高額な投資があった事業所の状況については、福祉車両の購入、入浴リフトの導入、スプリンクラーの設置、事業所の修繕費用等となっており、金額的には1事業所当たりの総額が100万円以上となっていた。
- 事業者の手続き上の新たな負担はなかった。

### 2. 消費税率10%へ引上げへの対応について

- 事業者の手続き上の負担やグループホームの設備投資の状況等を考慮すると、前回同様、基本単位数の上乗せ対応を基本とすることでよい。
- 一方で高額な投資がある事業所においては、消費税率引き上げに伴い更なる負担が生じる可能性がある。
- 認知症グループホームの場合、高額な投資については件数、金額ともに大きくはないが、小規模な事業所ほど経営に及ぼす影響は大きいことから、個別の案件に対する介護報酬とは別建ての高額投資対応についてもご検討いただきたい。